国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和5年10月18日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

指定確認検査機関等の処分について

本日（10月18日）、確認検査員が確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、近畿地方整備局長から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、同日付で、上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧下さい。

＜取扱い＞　――――――――

＜配布場所＞　近畿建設記者クラブ　大手前記者クラブ

＜問合せ先＞
国土交通省　近畿地方整備局
建政部　建築安全課　課　　長　上田　昭雄（うえだ　あきお）
課長補佐　桔梗　元臣（ききょう　もとおみ）
TEL：06-6942-1141（代表）　FAX：06-4790-6937

別　紙

【処分内容】

1．指定確認検査機関

処 分 日　令和5年10月18日

機 関 名　株式会社　I－PEC（近畿地方整備局長指定第14号）

処分内容　監督命令

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和5年11月8日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに、近畿地方整備局長に報告すること。

2．建築基準適合判定資格者（確認検査員）

処 分 日　令和5年10月18日

資格者名　新家　明（登録番号：第6000495号）

処分内容　業務禁止10日（令和5年11月15日から令和5年11月24日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

【処分事由の概要】

建築物の中間検査において、その業務に従事する確認検査員が、都市計画法第41条第2項に違反していること（壁面後退1メートル以上の制限に適合していない）を見過ごし、指定確認検査機関として、中間検査合格証を交付した。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。